

神奈川県林地開発許可審査基準の一部改正（案）の概要

1 改正理由

森林法では、1ヘクタール（太陽光発電施設の設置については0.5ヘクタール）を超える開発を行う際には、都道府県知事の許可が必要と規定しています。この許可に係る審査のため、国では「開発行為の許可基準等の運用について」など林地開発許可に係る関連通知を定めており、本県はこれを踏まえて「神奈川県林地開発許可審査基準」（以下、「本基準」という。）を規定しています。

このたび、令和7年6月5日付けで国は、林野庁長官通知「宅地造成事業に係る開発行為の審査等について」の内容を、同長官通知「開発行為の許可基準等の運用について」に統合したことから、本基準の該当部分の改正を行うものです。

また、表現を統一する等の軽微な改正を併せて行います。

2 主な変更内容

- (1) 本基準では、排水施設の断面の決定について、接続先の河川や水路等の流下能力を考慮しなくてもよい記載になっており、接続部で溢水するおそれがある。一方で、関係法令の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土法」という。）の審査事例においては、接続先の基準がある場合はその基準に応じて設計するものとしており、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下、「都計法」という。）の審査事例においても、基礎自治体が策定しているまちづくり条例や開発指導要綱の基準を基にした排水施設の計画を立てているかどうか審査している。このことから、排水施設の構造について下流で接続する河川又は水路等の管理者の指導がある場合は、その指導による断面にできる規定に改める。
（審査基準第10(9)イ(キ)）
- (2) 「災害のおそれがないと認められる条件」について、「切土」、「盛土」、「法面保護」及び「擁壁の構造」の項目は盛土法及び都計法と審査内容が一部重複しており、当該法令で基準に適合していることが確認できれば、本基準を満たすものとみなしてよいこととする。ただし、排水施設や洪水調整池等は本基準の方が詳細に条件を設けているため、本基準の数値で確認を行うものとする。（審査基準第10(14)）
- (3) 「水害のおそれがないと認められる条件」について、都計法と審査内容が一部重複しており、当該法令で基準に適合していることが確認できれば、本基準を満たすものとみなしてよいこととする。（審査基準第11(2)）

3 施行日

令和8年4月6日（予定）